



2026年3月25日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

「当座勘定規定」、「約束手形用法・為替手形用法・小切手用法」、「代金取立規定」の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 西塚 英樹）は、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、「手形帳・小切手帳などの発行受付終了」および「手形・小切手の最終振出期限の設定」に伴い、下記のとおり「当座勘定規定（一般用）」、「約束手形用法・為替手形用法・小切手用法」および「代金取立規定」を改定いたしますのでお知らせいたします。

当行では、今後も社会情勢等の変化を踏まえながら、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、各種サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定対象となる規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法
- (3) 代金取立規定

2. 改定日

2026年4月1日（水）

3. 改定内容（詳細は「4. 改定する条項」参照）

手形用紙、小切手用紙の交付を削除
最終振出期限後の手形、小切手の取扱

4. 改定する条項

- (1) 当座勘定規定（一般用）
第7条（1）、第8条（1）・（2）・（5）、第13条、第17条（1）、第18条（1）

(2) 代金取立規定

1. 取扱証券類

変更後の規定は変更日にホームページに掲載いたします。





当座勘定規定（一般用） ※変更箇所のみ記載 <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙、払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>第13条(支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> <p>第17条(振出人、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形<u>要件</u>、小切手<u>要件</u>を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形</p>	<p>第7条(手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとし</u>ます。</p> <p>第8条(手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、使用の際、2026年10月1日以降を振出日とし、または、振出日を記載しないで振り出すことはできません。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(5) 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第13条(支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p> <p>第17条(振出人、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形<u>要件</u>、小切手<u>要件</u>を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形</p>





<p>で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、<u>その都度連絡することなく支払うことができるもの</u>とします。</p> <p>第 18 条 (線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p>	<p>で振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のもの、もしくは振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、<u>当行の判断により支払いを拒絶できるもの</u>とします。</p> <p>第 18 条 (線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>ただし、線引小切手記載の振出日が 2026 年 10 月 1 日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p>
--	---

約束手形用法・為替手形用法・小切手用法 ※変更箇所のみ記載 <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
<p>約束手形用法</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p><u>8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p> <p><u>9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u></p> <p>為替手形用法</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p><u>10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p>	<p>約束手形用法</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>左記「8.」削除</p> <p><u>8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u></p> <p>為替手形用法</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>左記「10.」削除</p>





<p>11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p>小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>8. <u>小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p> <p>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>10. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p>小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u></p> <p>左記「8.」削除</p> <p>8. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>
--	--

代金取立規定 ※変更箇所のみ記載 <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
<p>1. 取扱証券類</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p>	<p>1. 取扱証券類</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p>

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
 事務部事務課 担当者 浅井・菅野
 Tel : 023-635-0718